

知立市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号）第38条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、第5条の規定により、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に通知することを含むものとする。

(設計変更のできる理由)

第3条 設計変更は、知立市工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）に規定する事項、又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
 - ア 自然現象その他不可抗力による場合
 - イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合（交通誘導員、仮設工等）
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質・地質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
 - カ 諸経費調整に基づく場合
 - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
 - ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
 - ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件

と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。

ただし、別件発注するのが妥当な場合は、除くものとする。

(2) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合

(3) 設計変更により当初契約金額を減額する場合

2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額を以って「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、市長が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1) 工事施工前に数量が定まらないもの

(2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの

(3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

2 市長は、当該変更の内容を設計変更通知書に整理し、受注者に対し設計変更内容を通知しなければならない。

3 事前に工事約款第18条に基づき受注者から条件変更確認請求通知書の提出があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を受注者へ条件変更確認通知書により回答する。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次に掲げる第1号から第3号のいずれかの条件を満たす変更、又は第4号及び第5号の条件を満たす軽微な変更（以下「軽微な変更等」という。）については、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種（レベル2）（建築工事に当たっては、種目）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント以内で、かつ、1,000万円以内のもの

2 設計変更理由には、第3条に規定する「設計変更のできる理由」に該当する項目を明記（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。

（様式）

第7条 この要領に定めのある様式については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式一覧

別紙1 設計変更通知書

別紙2 条件変更確認請求通知書

別紙3 条件変更確認通知書

様式取り扱い上の注意

本要領の様式は、建設工事を基本にして定めたものであるので、委託業務等の契約の場合にあっては、各様式中「工事名、工事場所、契約金額、請負者、知立市工事請負契約約款第18条又は第19条」を「委託業務名、委託業務場所、契約金額、受託者、知立市契約規則第38条」等にそれぞれ適宜改めて使用すること。